特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	介護保険料の賦課徴収関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は介護保険料の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取り扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和6年7月18日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険事業については、鈴鹿亀山地区広域連合で行っているが、介護保険に関する事務のうち、保険料の賦課徴収に関する事務は、「鈴鹿亀山地区広域連合と亀山市との間における介護保険に関する事務の委託に関する規約」に基づき、亀山市長が行う事務である。 番号法においては、別表第一 68の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 〇介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第47条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課　519－0195　三重亀山市本丸町577番地　0595-84-5032

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民文化部市民課　519－0195　三重亀山市本丸町577番地　0595-84-5005

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	Ⅰ関連情報 5. 保護実施機関における担当部署 ①部署	市民文化部保険年金室	生活文化部市民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	Ⅰ関連情報 5. 保護実施機関における担当部署 ②所属長	市民文化部保険年金室長　桜井　伸仁	市民課長	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部総務法制室　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5033	総合政策部総務課　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民文化部保険年金室　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5005	生活文化部市民課　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5005	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年6月22日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計測か	平成29年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計測か	平成29年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	Ⅰ-1-③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和1年5月27日	Ⅱ-1 いつの時点の計測か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年5月27日	Ⅱ-2 いつの時点の計測か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年5月27日	Ⅳ　リスク対策	（記載項目なし）	様式変更による項目の追加	事後	
令和2年5月27日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年４月１日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年5月27日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年４月１日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月4日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年４月１日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月4日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年４月１日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月6日	Ⅰ関連情報 5. 保護実施機関における担当部署 ①部署	生活文化部市民課	市民文化部市民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月6日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5032	総務財政部財務課　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月6日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	生活文化部市民課　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5005	市民文化部市民課　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5005	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月6日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月6日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月22日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月22日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月9日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月9日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月9日	Ⅰ-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一　68の項	番号法第9条第1項　別表第一　100の項	事後	